

地域活性化応援プログラム

「地域活性化応援プログラム」とは、静岡県の農業を応援するために、全国の施策では補完出来ない農業振興施策の助成措置として実施する事業です。

1 対象者：農業者、集落営農、農業生産法人、JA出資法人等

ただし大企業および大企業が出資する法人は除きます。大企業とは、中小企業法上の「中小企業」以外の企業です。大企業の出資法人とは、大企業が「筆頭株主」または「出資比率 20%以上」となっている法人です。

2 申込期間

第1次募集	平成28年10月	～	平成29年1月末
第2次募集	平成29年3月	～	平成29年7月末
第3次募集	平成29年9月	～	平成30年1月末
第4次募集	平成30年3月	～	平成30年7月末

3 留意事項

- (1) 助成率および助成金額は、申請とりまとめ後に決定となります。
- (2) 予算額を上回る申請があった場合は、按分式を基に助成額を設定いたします。そのため、助成率および助成金額は各事業の申請総額によって変わる可能性があります。
- (3) この助成事業は、申請者の方は所得となりますので確定申告が必要となります。また、所得を基準として支出されています各種助成金にも影響が出る可能性がありますので、ご注意下さい。
- (4) 申請は、1経営体1事業1回となります。
- (5) 申請書は、JAで取りまとめを行い中央会へ提出となります。
- (6) 申請書は、申込期間終了翌月10日迄に中央会必着となります。
- (7) 1回の申請で助成要件を満たす複数の農機具にかかる申請を行う事は可能ですが、合計購入金額を1件とみなします。助成上限金額は各事業の範囲内となります。
- (8) 予算が終了した事業は、以降の募集は行いません。
- (9) この事業は、他の助成事業との併用も可能です。ただし、併用を認めていない助成事業もありますので確認のうえ申請下さい。
- (10) 助成決定通知は、申請取り纏め後送付となります。
- (11) 助成金は、申請者が指定する口座へJAから振込となります。
- (12) 助成金の振込は、第1次募集および第3次募集については5月、第2次募集および第4次募集については11月を予定しています。
- (13) 柑橘果樹経営体応援事業については、フォークリフト・軽トラック等柑橘果樹の農業以外にも利用可能な農機具は対象外となります。

<問合せ先>

最寄の営農経済センターに相談して下さい。

4 事業内容

柑橘・果樹地域活性化応援プログラム（柑橘果樹経営体応援事業） 予算額 13,000 万円

- (1) 助成対象：合計購入価格（税抜）50 万円以上の農機具（農業以外の用途にも利用可能なものは対象外）。
- (2) 助成要件：助成対象品目は、柑橘・果樹のみとし以下の要件をすべて満たすことを条件とする。
 - ① 経営規模 1 ha 以上（部会等が申請者の場合は、対象となる農家の合計面積とする。）
 - ② 「産地構造改革計画」が策定されている産地協議会の担い手等。
 - ③ 規模拡大または作業の効率化に取り組む計画があること。
- (3) 助成内容：組合員「購入価格（税抜）の 30%相当額」または「300 万円」のいずれか低い金額。その他「購入価格（税抜）の 10%相当額」または「100 万円」のいずれか低い金額。

茶業・野菜地域活性化応援プログラム

(1) 茶業経営体応援事業 予算額 5,000 万円

- ① 助成対象：被覆資材および被覆資材の展開・巻き取り機材の購入。
- ② 助成要件：新たに被覆へ取り組む総面積が 15 a 以上の経営体。
- ③ 助成内容：購入金額の 30%以内または上限を 100 万円としていずれか低い金額を助成。

(2) 野菜花卉経営体応援事業 予算額 5,000 万円

- ① 助成対象：取得価格（税抜）30 万円以上の農業機械。
- ② 助成要件：作付面積が 30 a 以上の露地栽培または 10 a 以上の施設栽培の経営体および生産部会。
- ③ 助成内容：購入金額の 30%以内または上限を 150 万円としていずれか低い金額を助成。

(3) 生産部会強化対策事業 予算額 1,000 万円

- ① 助成対象：
 - a 研究機関や教育機関、先進地域への参加費、謝礼、交通費の合計金額が 5 万円以上の研修派遣。
 - b 新技術や品種導入に関して行う種苗代、資材代、肥料代、農薬代の合計金額が 5 万円以上の試験。
 - c 圃場管理、栽培データ蓄積のための ICT 導入。
- ② 助成要件：生産部会が行う技術向上対策および担い手育成への支援を行う。
- ③ 助成内容：
 - a 研修派遣及び試験については 5 万円の経費助成。
 - b ICT 導入については導入費用の 30%以内または 30 万円を上限としていずれか低い金額を助成。

(4) 農業スタート応援事業 予算額 1,000 万円

- ① 助成対象：種苗代・肥料・農地賃貸料等およびハウス、管理機・防除機等の購入。
- ② 助成要件：助成対象期間の期初において就農後 3 年以内（助成対象期間中に就農する者を含む）に生産部会または直売所出荷者組織等へ新たに加入した生産者（直売所出荷者組織については再加入者を除く）。
- ③ 助成内容：購入金額の 30%以内または上限を 10 万円としていずれか低い金額を助成。